

令和 6 年度三田市地域移行関係者連絡会 報告書

精神科病院や障害者入所施設からの地域移行を推進するためのネットワークとして、市内や近隣の精神科病院、障害者入所施設、相談支援事業所、行政の関係機関を対象に、2 か月に 1 回程度の地域移行関係者連絡会を開催した。

○地域移行関係者連絡会の開催状況

開催日	内容	参加者数 (事業所数)
5 月 13 日(火)	精神保健福祉法改正と報酬改定についての研修 講師：名雪和美さん（前 厚生労働省精神・障害保健課 相談支援専門官）	24 人 (18 事業所)
7 月 2 日(火)	・「精神科病院と相談支援事業所の連携についてのワーキンググループとりまとめ（案） ・病院、施設、相談支援事業所などの連携についての意見交換（グループワーク）	23 人 (15 事業所)
9 月 3 日(火)	・精神障害者地域移行・地域定着事業推進連絡会議について（宝塚保健所） ・事例報告 ・事例検討 精神科病院と GH の入退院を繰り返す知的障害のある人の事例	19 人 (13 事業所)
11 月 5 日(火)	・地域移行支援の意思確認についてグループワーク	12 人 (9 事業所)
1 月 7 日(火)	・兵庫県地域移行推進事業について（宝塚保健所） ・地域移行支援の意思確認(*1)について前回の議論を踏まえてのグループワーク	17 人 (14 事業所)
3 月 4 日(火)	・三田市における地域移行の障壁（課題） ・来年度の活動についてグループワーク	15 人 (12 事業所)

○精神科病院と相談支援事業所の連携についてのワーキンググループ（WG）

改正精神保健福祉法が令和 6 年 4 月に施行された。精神科病院は医療保護入院者に対して「地域援助事業者(*2)の紹介」が努力義務から義務化され、措置入院者にも適用される。「地域援助事業者の紹介」が表面的にではなく本人家族にとって効果的に機能するためには精神科病院は相談支援事業所を把握し、相談支援事業所は精神科病院に知ってもらう必要がある。精神科病院と相談支援事業所の連携を深め、地域援助事業者の紹介を円滑に行うためにワーキンググループを設けた。今年度はとりまとめを文書にまとめた。

WG の開催状況

開催日	内容	参加者数(事業所数)
4月26日(金)	連携についての意見交換(第1回、第2回の議論をうけてWGとしてのまとめ)	8人(6事業所)
6月21日(金)	WGのとりまとめ案の検討	8人(7事業所)

【成果と課題】

- ・精神科病院と相談支援事業所の連携についてワーキンググループにて議論、とりまとめを作成することができた。別紙参照。
- ・令和8年度からの地域移行等意向確認の体制の整備が義務化されることを踏まえて、障害者入所施設における意向確認の現状について意見交換を行った。先行する精神科病院の取組も参考にすることができた。試行錯誤しながら取り組んでいる施設もあれば、暮らしの場でもある施設からの地域移行の意識を職員で醸成することの難しさの声があった。来年度も継続して取り組んでいく。

○開催場所：総合福祉保健センター

参加事業所一覧：19(オブザーバー参加除く)

【精神科病院】あいの病院、宝塚三田病院、三田西病院、ありまこうげんホスピタル、向陽病院

【精神科診療所】ひがしうら心療内科

【障害者入所施設】三田療護園、こぶしの園、沢谷荘、東山荘

【相談支援事業所】あすなる相談支援事業所、三田福祉の里相談支援センター、三田わくわくの村、相談支援事業所「ねくすと」

【高齢者福祉】三田市地域包括支援センター

【生活困窮者支援】三田市権利擁護・成年後見支援センター

【保健所】宝塚健康福祉事務所

【その他】障害福祉課、基幹相談支援センター、精神障害者支援センター(事務局)

*1 障害者入所施設において地域移行等意向確認の体制の整備を令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化し未達成の場合は減算対象となる

*2 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者(共同生活援助、訪問介護事業者等)